

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する同表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
銃	(1)～(47) (略)	銃	(1)～(47) (略)
砲	<u>(48)</u> 銃刀法第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱	砲	
刀		刀	
剣	<u>(49)</u> (略)	剣	<u>(48)</u> (略)
類	<u>(50)</u> (略)	類	<u>(49)</u> (略)
所	<u>(51)</u> (略)	所	<u>(50)</u> (略)
持	<u>(52)</u> (略)	持	<u>(51)</u> (略)
等	<u>(53)</u> (略)	等	<u>(52)</u> (略)
取	<u>(54)</u> (略)	取	<u>(53)</u> (略)
締	<u>(55)</u> (略)	締	<u>(54)</u> (略)
法	<u>(56)</u> (略)	法	<u>(55)</u> (略)
関	<u>(57)</u> (略)	関	<u>(56)</u> (略)
係	<u>(58)</u> (略)	係	<u>(57)</u> (略)
	<u>(59)</u> (略)		<u>(58)</u> (略)
	<u>(60)</u> (略)		<u>(59)</u> (略)
	<u>(61)</u> (略)		<u>(60)</u> (略)
	<u>(62)</u> (略)		<u>(61)</u> (略)
	<u>(63)</u> (略)		<u>(62)</u> (略)
	<u>(64)</u> (略)		<u>(63)</u> (略)
	<u>(65)</u> (略)		<u>(64)</u> (略)
	<u>(66)</u> (略)		<u>(65)</u> (略)
	<u>(67)</u> (略)		<u>(66)</u> (略)
	<u>(68)</u> (略)		<u>(67)</u> (略)
	<u>(69)</u> (略)		<u>(68)</u> (略)
	<u>(70)</u> (略)		<u>(69)</u> (略)
	<u>(71)</u> (略)		<u>(70)</u> (略)
	<u>(72)</u> (略)		<u>(71)</u> (略)
	<u>(73)</u> (略)		<u>(72)</u> (略)
	<u>(74)</u> (略)		<u>(73)</u> (略)
	<u>(75)</u> (略)		<u>(74)</u> (略)
	<u>(76)</u> (略)		<u>(75)</u> (略)
	<u>(77)</u> (略)		<u>(76)</u> (略)
	<u>(78)</u> (略)		<u>(77)</u> (略)
	<u>(79)</u> (略)		<u>(78)</u> (略)

<u>(80)</u> (略)	<u>(79)</u> (略)
<u>(81)</u> (略)	<u>(80)</u> (略)
<u>(82)</u> (略)	<u>(81)</u> (略)
<u>(83)</u> (略)	<u>(82)</u> (略)
(略)	(略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。